

令和7年度 堺市障害者自立支援協議会

第1回 地域生活支援部会 議事概要

日時 令和7年6月26日(木) 10:00~12:00

場所 堺市役所本館地下1階 会議室A

出席者 林(施設部会)、増淵(こころの窓)、赤石沢(堺あすなろ会)、上田(堺市相談支援専門員協会)、永吉(総合相談情報センター)、御田(東区基幹)

欠席者 築山(障友会)

傍聴 0名

1. 委員について(資料1)

(事務局) 資料1に沿って、委員紹介。

2. 部会設置について(資料2-1)(資料2-2)

(事務局) 資料2-1、資料2-2に沿って、部会設置の経緯や目的、スケジュール、要領について共有。

3. 堺市における地域生活支援拠点等の整備状況(資料3)

(事務局) 資料3に沿って、堺市の現状や課題を説明。

- ・ 堺市では平成29年度に面的整備型で整備済となっているが、4つの機能にはそれぞれの課題がある
- ・ 「相談」は、拠点等の機能による支援が必要となる障害者の把握、拠点コーディネーターの配置、緊急時や休日・夜間の相談支援体制の整備、「緊急時の受け入れ・対応」は、今年度より実施の緊急時かけつけ等事業が令和6年度までの緊急時対応事業と比較して、事前登録がなくても短期入所の支給決定を受けていれば利用可能となったため、日頃からの短期入所の利用の推進とかけつけ事業所の増加に取り組む必要性や、稼働状況を検証し、効果的な事業展開を図る
- ・ 「体験の機会・場」の課題としては、障害者(児)自立生活訓練事業、障害者住宅入居等支援事業(単身生活体験事業)などもあるが、利用実績が低調であるため、必要な人が事業を活用できるよう、支援機関等への更なる周知・啓発
- ・ 「専門的人材の確保・養成」について、主任相談支援専門員をはじめとした専門的人材の活用による、地域としての人材育成を推進する仕組みづくりが必要となっている

(事務局) 今年度より実施している「障害者(児)緊急時かけつけ等事業」について説明。

- ・ R7年4月より事業開始。障害のある方が介護者の急病等の緊急時に自宅で生活ができなくなった場合、自宅等へかけつけ、短期入所事業所等へ移送する
- ・ 登録事業者は6法人。利用者は事前登録がなくても短期入所の支給決定を受けていれば利用可能

＜意見交換・質問等＞

- ・ (委員) 緊急時の介入は各区基幹相談支援センターでも受けている。セルフプランの方やサービス利用がない方が中心。ご高齢の保護者が増え、成年後見制度の利用に関する話なども増えている。

- ・（委員）緊急の内容は、ここ数年で変わってきていると感じている。普段から短期入所を利用している方の多くは計画相談支援を利用しており、緊急も含めて短期入所の調整は相談支援専門員が行っている。セルフプラン、サービス利用していない方の緊急対応が基幹相談支援センターでは多い。サービス利用せず、長年ひきこもっている中で、保護者に緊急事態が生じて、高齢者支援の関係者と一緒に対応にあたることも多い。
 - ・（部会長）世帯支援に入ることは計画相談でも多い印象。セルフプランの方など、基幹でカバーされていることが見えた。緊急時の受け入れ先として、短期入所はどのような動きをされているのか。
 - ・（委員）緊急時かけつけ等事業は、令和 7 年 4 月から 3 ヶ月間の実績はなし。以前の緊急時対応事業、その前のあんしんコールセンター、緊急などもあったが実績は少ない。登録制を外した緊急時かけつけ等事業は、登録のない利用者を受け入れるリスクを抱えていることを加味しつつ事業周知を行えばよい。運営について会議を重ねて改善していきたい。
 - ・（部会長）緊急の対応は多いが、制度に乗らない方もいる印象もある。家族の方からは、かけつけ等事業が開始されて安心の声も聞かれた。
 - ・（事務局）広報掲載後の問合せは、制度利用ができるかどうかの問合せが多い。基本的には、他のサービス利用優先の事業のため介護保険制度利用の説明や、短期入所利用経験がない方には、平時からの短期入所の利用を促している。
 - ・（委員）今回の登録制がなくなったのは、利用者にとってはメリットだと思う。以前に登録は出来ておらず、予期せず緊急が必要となった方がいた。計画相談が充実してくる中で、地域定着支援も根付いてきており、予防の意識できている結果かとも思う。緊急時の受け入れ、短期入所だけでなく、日中の過ごし方も含めて支援がいる人もいる。
 - ・（部会長）リスク評価をアセスメントしていくことが大切。把握にもつながる。
 - ・（委員）緊急時対応事業から緊急時かけつけ等事業になったいきさつは何か。
- ⇒（事務局）緊急時対応事業は、登録者が 300 人程度で推移してきた。令和 3 年度の改正に伴い、令和 5 年より緊急ショート 2 床をなくし、拠点等短期入所を指定する形とした。かけつけ（移送）の部分だけ分離させ、登録制とせず対象者を広げる形とした。

4. 他自治体事例の共有について 資料 4

（事務局）資料 4 に沿って国が好事例として紹介している 4 自治体を共有。他市の特徴的な部分と堺市の実情や課題について共有。

<意見交換・質問等>

- ・（部会長）1 か所に拠点コーディネーターを置いても機能しないとあったように、どう協力して体制を作っていくのが大切ではないか。他市のチェックリストとはどのようなものか。
⇒（事務局）国が示すチェックリストは令和 6 年度第 1 回準備会で共有した。他市が利用しているチェックリストは未確認。
- ・（委員）堺市では利用者の状況に応じてモニタリング期間を設定してもらっている状況があり、事例市のように高い割合で計画相談支援がついている訳ではないが、相談員が平時からどう動くかが重要。計画相談支援事業所としてすぐできることとして、「緊急時かけつけ等事業」の周知を指定相談支援事業所連絡会などでも話題に挙げたい。
- ・（委員）相談支援専門員が一番家庭を把握しているので、予防の視点から相談員への周知がいると思う。

- ・（委員）他市の 24 時間 365 日スタイルの労務的な問題や待機コストなど気になる。
- ・（部会長）短期入所の管理者等が対応している実情がある。
- ・（委員）緊急時の範囲も広いと感じる。昨年の夏、エアコンが壊れてそれまで短期入所を利用したことがない人が緊急的に短期入所を利用した。
- ・（部会長）災害時の個別避難計画を策定することとされており、防災という視点で、相談支援専門員が地域や家族環境を確認することでリスク評価ができる状況がある。このような他事業とも重なってくる。
- ・（委員）予防的視点が大事。防災もそうだが、地域の方も巻き込んだ計画を作っていくことが大事になってくる。リスク評価などを強化していく上で、拠点コーディネーターが中心になって体制が出来れば良いのではないかな。緊急になった時の制度はあるが、予防のところの整備充実ができれば良いと思う。
- ・（委員）他市の状況を見の中で、拠点整備型+面的整備のところは、基幹相談支援センターと短期入所が同じ法人であることが多い。緊急時は人によって違うという話があったように、「かけつけ等事業」の名称から精神障害のある方から不安の解消のためにかけつけてくれる事業と勘違いする状況などもあって、事業の対象ではないが、「にも包括」にもつながる地域共生的な話にもなると思う。さまざまな体制整備とも重なる点があり、壮大にもなるが、地域の「予防」を底上げしていきたい。短期入所の平時利用などもそれにあたる。

5. 拠点等の役割整理について

- ・（部会長）相談支援の中で予防的な動きを考えるのであれば、サービス利用に繋がっていない方の把握に係わることなどの意見交換ができれば、相談支援の体制整備にもつながるか。
- ・（委員）支援体制を組むことが難しい方を相談支援専門員がクライスプランも含めて考えてくれており、そのバックアップは基幹相談支援センターや行政が対応しきれていないと思っている。拠点コーディネーターが繋ぐ役割をしていてもらえれば良いのかとも思う。
- ・（委員）拠点コーディネーターの配置は、堺市の規模や体制整備の経過を見た場合は、一人だけ配置すれば良いというものではない。また、日中は困った時に基幹相談支援センターに相談できるが、夜間はどうするのかという問題がある。支援者一人で出来ることは限られているので、重層的にできる形を検討する必要があるのではないかな。
- ・（部会長）拠点コーディネーターがどんな動きをするか。クライスプランも立てれば良いという訳ではないので、機能する仕組みを検討する必要がある。
- ・（委員）拠点コーディネーターの今後充実や予防的な支援がテーマとして見えてきた。
- ・（委員）拠点等は、高齢化が進んでいる今の時代に注目すべき話だと思う。部会と共に現状、実態を把握し、部会のメンバーだけでなく、必要な方を巻き込みながら一緒に作り上げていくプロセスが必要。相談支援専門員の初任者、現任研修のインターバルでも拠点等の説明をするが、イメージできていない方が多いのが現状で、理念も含めてより多くの方が拠点等を認識していくところから行わないといけなと感じる。